

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市部設置条例の一部改正
(企画調整課) 3

—— 規 則 ——

- 亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例施行規則
(商工観光課) 3

—— 告 示 ——

- 亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱の一部改正 (商工観光課) 5
- 亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱の一部改正 (保険医療課) 6
- 公示送達 (保険医療課) 6
- 公示送達 (高齢福祉課) 7
- 亀岡市物価高騰対応低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱 (地域福祉課) 7
- 公示送達 (税務課) 13
- 公示送達 (保険医療課) 14
- 亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱の一部改正 (建築住宅課) 16
- 公示送達 (税務課) 19

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 21
- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 25

- 一般競争入札(条件付き)の執行
(契約検査課) 28
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募
(契約検査課) 31
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (広報プロモーション課) 36
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (広報プロモーション課) 36
- 農用地利用集積等促進計画の認可
(農林振興課) 37
- 農用地利用集積計画の縦覧
(農林振興課) 37
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (保育課) 37
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 41
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 41
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 42
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (環境政策課) 42
- 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定 (環境政策課) 43
- 都市公園の供用開始 (都市整備課) 44

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○選挙人名簿の登録を行う日の変更 46

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○令和7年3月定例総会の開催 46

公布された条例のあらまし

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 全国都市緑化フェアの開催に向けた体制を強化し、事業を着実に推進するため、全国都市緑化フェア推進室を設置することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに部として政策企画部」を「、政策企画部」に、「及びまちづくり推進部」を「、まちづくり推進部及び全国都市緑化フェア推進室」に改める。

第2条中「市長公室及び各部」を「前条に規定する部」に改め、同条に次の項を加える。

全国都市緑化フェア推進室

- (1) 全国都市緑化フェアに関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例（令和6年亀岡市条例第21号。以下「条例」という。）第7条及び第8条に規定する認証の基準及びその手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

（事業者の認証）

第3条 条例第7条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 保津川の状況を十分に理解し、運航に当たってのマニュアルを備えていること。
- (2) 緊急時に被害を最小限にとどめるため、即時に対応できるマニュアルを備えていること。
- (3) 事故が発生した際に利用できる保険又はそれに準じるもの等に参加していること。
- (4) 各種法令等を遵守し、条例第4条に定め

る事業者の役割等を認識していること。

(5) 舟運事業等を、一定回数以上実施した実績を有していると認められること。

(6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第7条第1項の規定により、市長の認証を受けようとする事業者は、保津川舟運事業認証申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、第1項に掲げる基準に適合すると認めたときは、保津川舟運事業認証書（別記第2号様式。以下「認証書」という。）を事業者に交付するものとする。

（認証の有効期間）

第4条 前条に規定する認証の有効期間は、認証書の交付日から起算して2年を経過した日以後最初の3月31日までとする。

（認証の更新）

第5条 事業者は、認証の有効期間満了後も引き続き認証を受けようとするときは、期間満了日前1月から7日までの間に保津川舟運事業認証更新申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、第3条第1項に掲げる基準に適合すると認めたときは、当該認証の有効期間を更新し認証書を交付するものとする。

3 前項の有効期間の更新は、既に受けている認証の有効期間が満了する日の翌日から起算して3年とする。

（認証事業者の名簿）

第6条 条例第7条第3項に規定する保津川舟運事業認証事業者の名簿は、保津川舟運事業認証事業者名簿（別記第4号様式）のとおりとする。

2 条例第7条第3項の規定による閲覧は、保津川舟運事業認証事業者名簿を産業観光部商工観光課に備え付けて、行うものとする。

（認証の取消し）

第7条 市長は、条例第8条第1項の規定により事業者の認証を取り消すときは、保津川舟運事業認証取消通知書（別記第5号様式）により当該事業者に通知し、併せて認証書の返還を求めるものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

告示

亀岡市告示第13号

亀岡市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（令和6年亀岡市告示第198号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号及び第4条中「第8条」を「第10条」に改める。

第5条第1項中「額とし、」の次に「1事業につき」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第7号に掲げる書類は、補助事業が複数年度にわたる場合に限る。

第6条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 総務省要綱に定める地域経済循環創造事業交付金申請調書

第6条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 補助事業が複数年度にわたる場合は、年度ごとに前項に定める申請を行わなければならない。ただし、補助金の交付を申請することができる期間は、補助事業を開始した年度を含む連続した2年を限度とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(補助事業の着手)

第6条の2 補助事業の着手（工事等の発注を含む。）は、次条第1項の規定により補助金の交付決定を受けて行うものとする。ただし、

やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合において、交付決定前着手届を市長に提出したときは、この限りでない。

第7条第1項中「前条」を「第6条」に改め、同条第2項中「前条第2項ただし書」を「第6条第3項ただし書」に改める。

第9条第1項中「補助事業者は、決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは」を「第7条第1項の規定による交付の決定を受けた補助事業者は」に改める。

第10条第1項第2号中「第6条第2項ただし書」を「第6条第3項ただし書」に改める。

第11条を次のように改める。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の申請を行った年度の2月末日まで（補助事業が完了し、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日まで）に、亀岡市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第8号に掲げる書類は、補助事業が複数年度にわたる場合に限る。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 取得財産等管理台帳

(4) 契約書・領収書（写し）

(5) 地域金融機関、日本政策金融公庫等からの融資を証明する書類（融資契約書等）の写し

(6) 事業の成果が分かるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

(7) 第8条第5号に規定する帳簿の写し

(8) 総務省要綱に定める地域経済循環創造事業交付金実績調書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要

と認める書類

第15条第1項中「第6条第2項ただし書」を「第6条第3項ただし書」に改め、同条第2項中「第15条又は第16条」を「第17条又は第18条」に改め、同条第4項中「第16条第1項第4号」を「第18条第1項第4号」に改める。

第18条第3項中「第20条」を「第22条」に改める。

別記第1号様式中

「(7) その他市長が必要と認める書類」を

「(7) 総務省要綱に定める地域経済循環創造事業交付金申請調書（補助事業が複数年度にわたる場合）」

(8) その他市長が必要と認める書類」に改める。

別記第8号様式中

「(7) その他市長が必要と認める書類」を

「(7) 補助金についての経理を明らかにする帳簿の写し」

(8) 総務省要綱に定める地域経済循環創造事業交付金実績調書（補助事業が複数年度にわたる場合）」

(9) その他市長が必要と認める書類」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年12月17日以降に申請のあった補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第14号

亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱（昭和58年亀岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

第7条中「別記第1号様式」を「別記様式」に改める。

第8条中「（別記第2号様式）」を削る。

別記第2号様式を削り、別記第1号様式を別記様式とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第15号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度

後期高齢者医療保険料督促状第6期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第16号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年2月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度介護保険料督促状 第7期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第17号

亀岡市物価高騰対応低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市物価高騰対応低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯に対して、亀岡市物価高騰対応低所得世帯支援給付金（以下「支援給付金」という。）を支給する亀岡市物価高騰対応低所得世帯支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 支援給付金は、前条の目的を達成するために、亀岡市（以下「市」という。）から支給される次の各号に掲げる給付金をいう。

(1) 令和7年2月5日から実施する亀岡市物価高騰対応低所得世帯支援給付金（以下「第1号給付金」という。）

(2) 令和7年2月5日から実施する亀岡市物価高騰対応低所得世帯支援給付金（こども加算）（以下「第2号給付金」という。）
（支給対象者）

第3条 第1号給付金の支給対象者は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯をいう。）の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第1号給付金の支給の対象としない。

- (1) 他の市町村等から同様の趣旨の他の給付金等の支給を受けた世帯
- (2) 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- (3) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯
- (4) 令和6年1月2日以降に国外から入国し、本市に転入した者のみで構成される世帯

3 第2号給付金の支給対象者は、第1号給付金の支給対象者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 基準日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む18歳以下の児童（第3号及び次項において「児童」という。）を世帯員に含む世帯

(2) 基準日の翌日から市長が別に定める日までの間に出生した児童を世帯員に含む世帯

(3) 別世帯に属する児童を扶養する者を世帯員に含む世帯

4 前項の規定にかかわらず、児童のみで構成される単身世帯の世帯主は第2号給付金の支給の対象としない。

（支給額）

第4条 第1号給付金の支給額は、1世帯当たり30,000円とする。

2 第2号給付金の支給額は、前条第3項各号に該当する児童（以下「対象児童」という。）1人当たり20,000円とする。

（受給権者）

第5条 支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合は、他の世帯構成者の中から新たに当該世帯の世帯主となった者又は他の世帯構成者の中から選ばれた者を受給権者とする。

2 配偶者、その他親族等からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（確認書の送付等）

第6条 市は、第3条に掲げる支給要件を満た

すことを確認できる世帯として市長が別に定めるものに対し、支給要件確認書（以下「確認書」という。）を送付するものとする。

2 前項の規定による確認書の送付を受けた者のうち、支援給付金の支給を受けようとするものは、当該確認書に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

（支給の通知等）

第7条 市は、前条の規定にかかわらず、市長が別に定める者に対し、支援給付金の支給の通知を行うものとする。

2 前項の規定による支給の通知を受けた者は、受給を辞退する場合、受取口座を変更する場合又は対象児童に減少がある場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、受給権者に対し、支援給付金を支給するものとする。

（支給の方式等）

第8条 確認書の送付又は支給の通知を受けていない者のうち、支援給付金の支給を受けようとするものは、亀岡市物価高騰対応低所得世帯支援給付金申請書（請求書）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 対象児童に増加がある場合の申請については、前項の規定を準用する。

3 申請書の提出に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号に掲げる方式は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 指定口座振込方式 市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 申請者は、支援給付金の申請に当たり、公

的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

（代理人による申請）

第9条 受給権者に代わり、確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）の提出を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 受給権者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 市は、代理人が確認書を提出するときは委任欄への記載を、代理人が申請書を提出するときは委任状の提出を、それぞれ求めるものとする。この場合において、市は公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることの確認を行う。

3 市は、代理人が第1項第1号に該当する場合は住民基本台帳により、代理人が同項第2号又は第3号に該当する場合は市長が別に定める方法により、代理権の確認を行う。

（申請期限等）

第10条 支援給付金の申請受付開始日は、令和7年2月17日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和7年3月31日とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

（支給の決定）

第11条 市長は、確認書等を受理したときは、その内容を確認の上、支給の可否を決定し、

支給を決定したときは、支援給付金を支給するものとする。

(支援給付金の支給等に関する周知)

第12条 市長は、支援事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の支援事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第10条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第11条の規定による支給の決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書等の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。
(亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱の廃止)

2 亀岡市低所得世帯支援給付金支給事務実施要綱(令和5年亀岡市告示第132号)は、廃止する。

別記(第5条関係)

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の支援給付金については、市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(婦人相談所一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。))又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に

基づく退去命令をいう。)が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市の配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

これには、婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童(基準日時点で18歳に

満たない者をいう。以下同じ。)及び児童以外の者(基準日時点で原則として22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、市において申請する権利を有する者(以下「申請権者」という。))及び受給権者(以下「申請・受給権者」という。))とする。

(1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。))に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。))に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。))に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2箇月以内の期間を定めて

行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設又は同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定す

る児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」又は「措置入所等高齢者」

（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住居票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の

規定による入所等の措置等が執られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における申請・受給権者とする。

「揭示済」

亀岡市告示第18号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度 軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第19号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略

17	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和6年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第20号

亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 空き家 市内に建築された家屋のうち、専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋であって、居住その他の使用がなされていない一戸建ての住宅をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

第2条第5号を次のように改める。

- (5) シェアオフィス 移住促進特別区域内に設けられる複数の事業者がそれぞれの事務所として共同で利用することができる機能を備えた事業用の施設をいう。ただし、利用する者を当該移住促進特別区域内に居住し、住所を有する者又は当該移住促進特別区域内に所在し、若しくは当該区域との間に関わりを持とうとする事業者に限る。

第7条第1項ただし書中「及び事業の期間に」を「の2割を超える増減がないもの及び事業実施主体の」に改める。

別表第1中

「

2 移住促進住宅整備事業	地域団体	<p>空き家を取得又は賃借等した上で、お試し住宅又は移住者向けシェアオフィス（移住促進特別区域内に居住し、住所を有することを利用者の条件とするものに限る。）とするために行う改修に要する経費</p> <p>ただし、当該空き家に関し、国、京都府又は本市から、移住の促進を目的とした空き家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p>	補助対象事業に要する経費の10分の10以内の額（1戸当たり180万円を限度とする。）
	移住者	<p>空き家を取得又は賃借等し、自ら居住する目的で行う生活をするために必要な改修（居住の用に供する部分に限る。）に要する経費</p> <p>ただし、移住者が当該空き家に居住し、住所を有する又はその予定であることが確実な場合であって、当該移住者及び当該空き家に関し、国、京都府又は本市から、移住の促進を目的とした空き家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>なお、当該空き家の取得又はその賃借権等の取得の日が、移住の日から起算して1年前の日から、移住の日から起算して1年を経過した日までの間（市長が認める就農・就業等支援制度の利用者にあつては、当該制度利用中の期間は、経過した日数に含めない。）であるものに限る。</p>	
3 空家流動化促進事業	空き家所有者	<p>空き家等（地域団体が2の事業により改修しようとするもの又は空き家をいう。）を移住者に売却又は賃貸等する際に必要な当該空き家等の所有者が行う家財の撤去等に要する経費</p> <p>ただし、売却又は賃貸等に係る契約締結日から起算して6箇月を経過する日までに補助金の交付の申請をした事業であつて、当該所有者が移住の促進を目的とした家財の撤去等に係る補助金の交付を受けたことがない場合に限る。</p> <p>なお、貸家業を行う者が専ら貸家業のために所有する空き家の家財の撤去等は事業の対象外とする。</p>	対象の空き家1戸当たり10万円以内の額

」

を

「

2 移住促進住宅整備事業	地域団体	<p>空き家を取得又は賃借等した上で、お試し住宅又は移住者向けシェアオフィスとするために行う改修に要する経費</p> <p>ただし、当該空き家に関し、国、京都府又は本市から、移住の促進を目的とした空き家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p>	<p>補助対象事業に要する経費の10分の10以内の額（1戸当たり180万円を限度とする。）</p>
	移住者	<p>条例第7条第1項に規定する登録空家（以下「登録空家」という。）を取得又は賃借等し、自ら居住する目的で行う生活をするために必要な改修（居住の用に供する部分に限る。）に要する経費</p> <p>ただし、移住者が当該登録空家に居住し、住所を有し、又はその予定であることが確実な場合であって、当該移住者及び当該登録空家に関し、国、京都府又は本市から、移住の促進を目的とした空き家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>なお、当該登録空家の取得又はその賃借権等の取得の日が、移住の日から起算して1年前の日から、移住の日から起算して1年を経過した日までの間（市長が認める就農・就業等支援制度の利用者にあつては、当該制度利用中の期間は、経過した日数に含めない。）であるものに限る。</p>	
3 空家流動化促進事業	空き家所有者	<p>登録空家等（地域団体が2の事業により改修しようとするもの又は登録空家をいう。）を移住者に売却又は賃貸等する際に必要な当該登録空家等の所有者が行う家財の撤去等に要する経費</p> <p>ただし、売却又は賃貸等に係る契約締結日から起算して6箇月を経過する日までに補助金の交付の申請をした事業であつて、当該所有者が移住の促進を目的とした家財の撤去等に係る補助金の交付を受けたことがない場合に限る。</p> <p>なお、貸家業を行う者が専ら貸家業のために所有する空き家の家財の撤去等は事業の対象外とする。</p>	<p>対象の登録空家等1戸当たり10万円以内の額</p>

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の亀岡市空き家活用移住促進事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第21号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年2月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
2	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
3	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
4	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
5	令和6年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
6	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
7	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
8	令和6年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
9	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
10	令和6年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略
11	令和6年度 督促状 固定資産税 第1期	省略	省略

12	令和6年度 固定資産税 督促状 第2期	省略	省略
13	令和6年度 固定資産税 督促状 第3期	省略	省略
14	令和6年度 固定資産税 督促状 第4期	省略	省略
15	令和6年度 固定資産税 督促状 第1期	省略	省略
16	令和6年度 固定資産税 督促状 第2期	省略	省略
17	令和6年度 固定資産税 督促状 第3期	省略	省略
18	令和6年度 固定資産税 督促状 第4期	省略	省略
19	令和6年度 固定資産税 督促状 第3期	省略	省略
20	令和6年度 固定資産税 督促状 第4期	省略	省略
21	令和6年度 固定資産税 督促状 第4期	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第10号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 公第8号 |
| (2) 工事名 | 亀岡運動公園再整備その1工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町穴太地内 |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | 公園施設等撤去・移設工 一式
敷地造成工 一式
擁壁工 一式
移植工 2本
給水設備工 一式
雨水排水設備工 一式
電気設備工 一式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月31日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |

- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV（6教第4号育親学園新校舎建設工事（I期）の案件を含む）によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。 (請負金額が4,500万円 (建築一式工事の場合は9,000万円) 以上の場合)

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年2月5日 (水) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年2月5日 (水) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年2月19日 (水) 午前9時から午後5時まで 令和7年2月20日 (木) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年2月21日 (金) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年2月18日 (火) 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年2月21日 (金) 午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年2月26日 (水) 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年3月3日 (月) 午前9時から午後5時まで 令和7年3月4日 (火) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

予定価格の公表	令和7年3月4日（火）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年3月6日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年3月7日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年3月7日（金） 午前10時	令和7年3月10日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年3月10日（月） 午前9時から午後3時まで	令和7年3月11日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年3月10日（月） 午後3時以降	令和7年3月11日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) 「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实

施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第11号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|----------------|------------------------------------|----------|
| (1) 工事番号 | 水配替第14号 | |
| (2) 工事名 | 亀岡中部農地整備事業（余部・安町工区）に伴う配水管移設工事（その1） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市余部町地内 | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | |
| (5) 工事概要 | 配水管布設工 | |
| | HPPE φ50 | L=109.1m |
| | HIVP φ50 | L=4.0m |
| (6) 予定価格（税込） | 2,244,000円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜）2,040,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から120日間 | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 無 | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | |
| (12) 契約保証金 | 免除 | |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 | |
| (14) 契約書の要否 | 要 | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者等のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。こと。（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)、2(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年2月5日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年2月5日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年2月12日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年2月13日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年2月14日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年2月10日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年2月14日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年2月17日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年2月19日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年2月20日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年2月21日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第12号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年2月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|----------|------------------------|-------|-----------------------|
| (1) 工事番号 | 水工第3号 | | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事跡舗装復旧工事（その1） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | | |
| (5) 工事概要 | 舗装復旧工 | | |
| | 舗装打換え工 | t=5cm | A=3,000m ² |
| | 附帯工 | | 一式 |

- (6) 予定価格（税込） 19,844,000円
【入札書比較価格（税抜）18,040,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から170日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年2月12日(水) 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年2月12日(水) 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年2月20日(木) 午前9時から午後5時まで 令和7年2月21日(金) 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年2月25日(火) 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年2月19日(水)午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年2月25日(火)午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年2月27日(木)午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年3月3日(月) 午前9時から午後5時まで 令和7年3月4日(火) 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年3月5日(水) 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第13号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年2月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 管第6-1号
- (2) 工事名 亀岡市公共下水道事業 西部污水幹線その1布設工事
- (3) 工事場所 亀岡市東本梅町赤熊地内外
- (4) 工事種別 土木一式工事

- (5) 工事概要 工事延長 L=1,633.00m
 管布設工 PEφ100 管渠延長1,637.00m (昼間)
 マンホール設置工 1号組立マンホール 1箇所
 排泥施設・仕切弁室設置工 1式 (昼間)
 附帯工 1式 (昼間)
- (6) 工期 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者2者又は3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、2者の場合30パーセント以上、3者の場合20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書 (以下「入札参加申請書」という。) 等の提出期限日から開札

日までの期間において、亀岡市及び京都府の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が5,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

エ 共同企業体による土木一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体による土木一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、2者による場合は「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とし、3者による場合は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。
 - なお、技術者配置予定書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。 （請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）
 - 配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。
 - ※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年2月12日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年2月12日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年2月26日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年2月27日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年2月28日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年2月25日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年2月28日（金）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年3月5日（水） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり

入札期間	令和7年3月10日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年3月11日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	令和7年3月11日（火）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年3月13日（木）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和7年3月14日（金）午後5時まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年3月14日（金） 午前10時	令和7年3月17日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年3月17日（月） 午前9時から午後3時まで	令和7年3月18日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年3月17日（月） 午後3時以降	令和7年3月18日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制促進工事(発注者指定方式)」の詳細については、特記仕様書のとおりとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第14号

令和7年度亀岡市シティプロモーション事業について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 亀岡市シティプロモーション事業

(2) 業務内容

亀岡市の様々な魅力を適切なターゲットに向けて効果的に発信するための業務委託を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 見積限度額

49,995,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、令和7年度亀岡市シティプロモーション事業公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第15号

亀岡市シティプロモーション・ふるさと納税PR強化業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市シティプロモーション・ふるさと納税PR強化業務

(2) 業務内容

亀岡市シティプロモーション・ふるさと納税PR強化業務企画提案仕様書のとおり

- (3) 業務期間
契約締結日から
令和8年3月31日（火）まで
- (4) 見積限度額
3,000万円+寄附受入額-35億円の1.0%
(消費税及び地方消費税を除く。)

2 その他
詳細は、亀岡市シティプロモーション・ふるさと納税PR強化業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第16号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
令和7年2月14日
- 2 縦覧期間
令和7年2月14日以後、常時備え置くこととする。
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第17号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
令和7年2月14日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第18号

令和7年度亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年2月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
令和7年度亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務
 - (2) 業務内容

本市の公立・私立保育所（園）、こども園、幼稚園及び企業主導型保育施設に対し、紙おむつ等の提供を行う。

(3) 業務場所

亀岡市内一円

(4) 業務期間

契約締結の日から

令和8年3月31日まで

(5) 見積限度額等

15,190,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

※契約については、紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚当たりの単価契約とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合には

その役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託をしない者

(7) 本件に類似した紙おむつ等納入業務の実績を有していること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

令和7年2月14日（金）から2月28日（金）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式第1号）

事業所概要（様式第2号）

業務実績書（様式第3号）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

誓約書（様式第8号）

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

イ 部数 正本1部、副本1部

ウ 提出方法 郵送又は持参

エ 提出場所

「7 事務局」に記載のとおり

オ 提出期間及び提出期限

令和7年2月14日（金）から2月28日（金）午後5時まで【必着】

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和7年2月14日（金）から2月19日（水）午後5時まで

イ 受付方法

質問書（様式第4号）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出するとともに、電話にて連絡すること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日及び回答方法

令和7年2月25日（火）中に本市ホームページにおいて回答する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類等

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本6部

ウ 提出方法

郵送又は持参

エ 提出場所

「7 事務局」に記載のとおり

オ 提出期間及び提出期限

令和7年2月14日（金）から2月28日（金）午後5時まで【必着】

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式第5号）

イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とし、おむつ及びおしりふきについては、メーカー、商品名及び規格毎に1枚当たりの単価を明記すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）

ウ 工程表（様式自由）

エ 参考見積書及び内訳書（様式自由。金額は仕様書の5に定めるおむつ及びおしりふきの納入予定数量に、規格ごとに1枚当たりの単価を乗じて得た額の総額（税込）とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し、割印をしておくこと。）

オ 予定担当者調書（様式第6号）

カ おむつのサンプル（Sサイズのテープ

タイプ及びパンツタイプ)

4 審査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、「亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務」委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、価格点の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得た者が評価配点の4割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第7号）を提出する

こと。

(3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。

(4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。

(5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。

(6) 提出書類は返却しない。

(7) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

(8) 契約に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。

(9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(10) 発注者は、提出書類を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。

(11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があつた場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。

(12) 次の場合、提出書類等は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合

ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合

エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

(13) 審査内容や審査経過については公表しない。

(14) 審査結果に対する異議申立ては受け付け

ない。

- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (17) 本件は、令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は、契約として成立しない。

7 事務局

〒621-0805
 京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地（亀岡市保健センター内）
 亀岡市こども未来部保育課（保育政策係）
 電話番号：0771-25-5028
 FAX：0771-25-5128
 電子メール：hoiku@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第19号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和7年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市千代川町今津2丁目の一部
大井町並河坂井の一部
篠町夕日ヶ丘3丁目の一部
篠町篠芦原の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和7年2月17日から
令和7年3月3日まで

「揭示済」

亀岡市公告第20号

令和6年亀岡市公告第107号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和8年4月1日までとする。

令和7年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 合格者受験番号
かめおか方式
事務（上級）
- | | | | |
|------|------|------|------|
| 1002 | 1013 | 1016 | 1017 |
| 1018 | 1026 | 1027 | 1038 |
| 1041 | 1044 | 1047 | 1052 |
| 1057 | 1058 | 1059 | 1063 |

司書

4001

保育士・幼稚園教諭

5003

2 補欠合格者受験番号

かめおか方式

事務（上級）

1032 1035 1056

司書

4003

「揭示済」

亀岡市公告第21号

令和6年亀岡市公告第126号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和8年4月1日までとする。

令和7年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者受験番号

チャレンジ方式

学芸員

6002 6004

「揭示済」

亀岡市公告第22号

「市制70周年記念号 犬と暮らしやすいまち亀岡」冊子作成等業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年2月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

「市制70周年記念号 犬と暮らしやすいまち亀岡」冊子作成等業務

(2) 業務内容

「犬と暮らしやすいまち亀岡」をテーマとした冊子の発行に係る一連の業務を行う。

(3) 業務期間

契約締結日から

令和7年11月30日まで

(4) 業務場所

京都府亀岡市域

(5) 提案限度額

2,200千円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、「市制70周年記念号 犬と暮らしやすいまち亀岡」冊子作成等業務公募型プロポーザル実施要領による。

本件は、令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

「揭示済」

亀岡市公告第23号

「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」企画運営等支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年2月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」企画運営等支援業務委託

(2) 業務の目的

本市では、サンガスタジアム by KYOCERA北側において、環境拠点施設「亀岡市環境プロモーションセンター」の運営を令和6年8月1日から開始している。

本センターでは、環境施策を広く発信するとともに、人々が集い、交流を深め、つながることで、世界に誇れる環境先進都市・亀岡市を実現するため、市の環境政策を展示するほか、次世代を担う子どもたちへの環境教育や、イベント・ワークショップ等の開催を実施する拠点として活用することとしているが、施設の認知度向上や来客数増加に課題を感じている。

このことから、本センターのコンセプトでもある「環（めぐる）“∞”」から連想する数字の「8」が付く日付をラボの日として、月3回の休日を限定しない曜日で定期的なイベントを開催することで、施設の認知度をあげるとともに、来客数の増加を目指した事業の実施を企画している。

具体的には、8日は本市の資源循環推進課が主催する「リユース事業」（モノが循環する「めぐる環（わ）物々交換市」の実施）、18日は「グリーンラーニング事業」（「循環」をテーマにしたワークショップなどを実施し、大人も子供も循環型の暮らしを考える機会を提供）、28日は「リペアカフェ事業」（服や家具、電化製品などあらゆるものを修理することで、モノを長く使い続けつつ、地域のコミュニティを醸成していくリペアカフェ事業の実施）の三つの事業を総称して、「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」を企画している。

このことから「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」の実施にあたっては、安全かつ円滑な事業運営が必要であり、効果的な企画に加え、会場設営や関係者等との連絡調整、安全管理や周知・広報等の企画運営全般に高い能力を有する事業者の企画運営等業務支援を受けるものである。

(3) 委託契約の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（イベントは令和7年5月から実施する。）

(4) 業務の内容

「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」企画運営等支援業務委託仕様書の

とおり

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

2 その他

詳細は、「めぐるひろばプロジェクト at Circular Kameoka Lab」企画運営等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

なお、本事業は令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しないこととする。

「揭示済」

亀岡市公告第24号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 名称、位置及び面積

名 称	位 置	面 積
京町公園	亀岡市京町地内	0.007ha

2 区 域

別添図面のとおり（略）

（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。）

3 供用開始の期日

令和7年3月1日

「揭示済」

任免及び辞令

齊藤 一 義

亀岡市監査委員の辞職を承認します

令和7年2月4日

浅田 晴 彦

亀岡市監査委員に選任します

菱田 光 紀

(各 通)

小林 仁

大石 慶 明

林 徹 司

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

小川 克 己

(各 通)

竹内 博 士

土岐 新

法 貴 隆 司

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和8年5月31日までとします

令和7年2月5日

木村 勲

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

令和7年2月13日

井上 裕 崇

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和9年2月17日までとします

令和7年2月18日

藤本 妙 子

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和9年2月26日までとします

令和7年2月27日

教育委員会欄

任免及び辞令

四方 智 美

石山 耐 子

塚本 綏佳子

佐野 直

名倉 季 子

樋口 肇

(各 通)

亀岡市図書館協議会委員に委嘱します

令和7年2月25日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法第22条第1項による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により、登録月の1日の直後の亀岡市の休日を定める条例第1条に定める市の休日以外の日に次のように変更する。

令和7年2月27日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

変更前 令和7年3月1日
変更後 令和7年3月3日

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第2号

令和7年3月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年2月28日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日時
令和7年3月5日（水）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第5号議案 非農地証明交付について
 - ・第6号議案 令和7年4月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

・報告第2号 荒廃農地に係る非農地判断について

「揭示済」